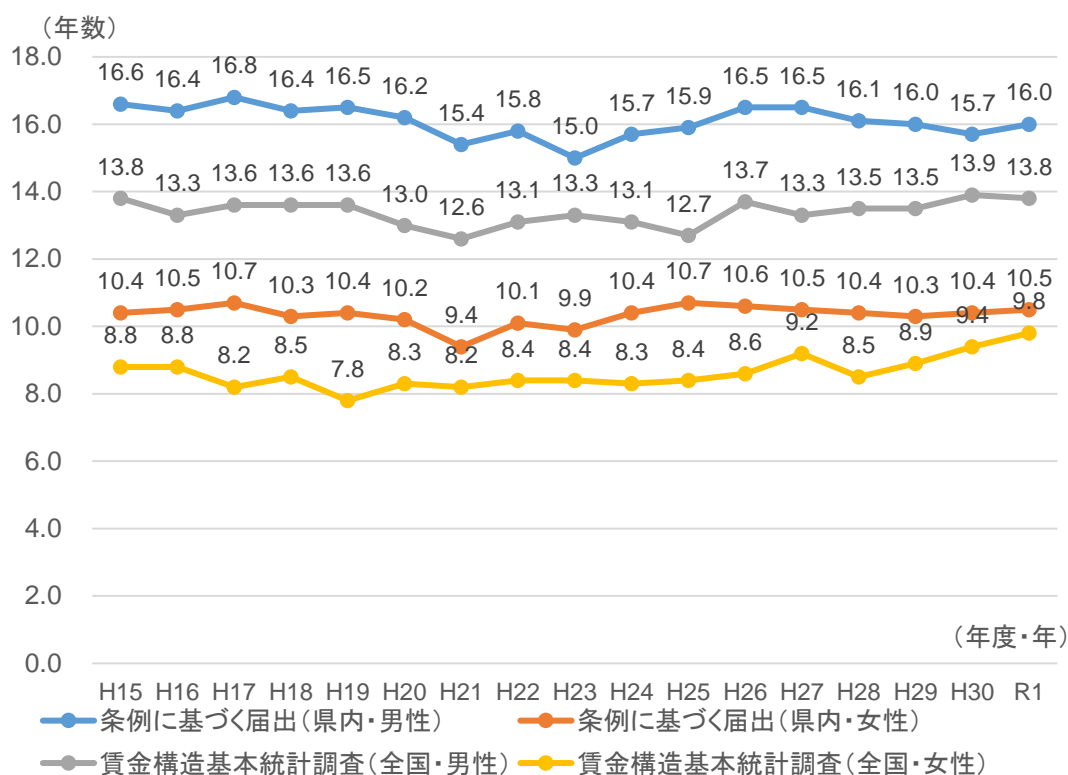


男女別平均勤続年数の推移



※『条例に基づく届出』は正社員、『賃金構造基本統計調査』は一般労働者（「短時間労働者」以外の者）の平均勤続年数

* 『条例に基づく届出』の対象：県内の従業員数 300 人以上の事業所（年度ごと）

* 『賃金構造基本統計調査』の対象：5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業者から抽出（年ごと）

出典：「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」及び厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を加工してかなテラスが作成

・ 神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/p2564.html>

・ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>